

新型コロナ関連情報

支給の適用期間を**3月31日まで延長**しました 新型コロナに感染した方等への**傷病手当金**



令和2年1月1日～3年3月31日の間で、療養のため働くことができなかった期間(入院が継続する場合等は最長1年6か月間)の傷病手当金を支給します。

下記対象の方は、申請前に各問合せ先に電話連絡の上、申請してください。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【対象】給与等の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、新型コロナに感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため、働くことができず、給与等の支払いの全部または一部を受けることができなくなった方

■ 国民健康保険に加入している方

【申請方法】所定の申請書を郵送で下記問合せ先へ。

※申請書等は新宿区ホームページから取り出せるほか、下記問合せ先でも配布しています。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

■ 後期高齢者医療制度に加入している方

【申請方法】所定の申請書等を郵送で東京都後期高齢者医療広域連合保険課給付係(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1、東京区政会館16階)へ。

※申請書は同連合ホームページ(<http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/kyufu/1001351.html>)から取り出せるほか、区高齢者医療担当課(本庁舎4階)でも配布しています。

【問合せ】広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519(PHS・IP電話の方は ☎(3222)4496。いずれも土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)へ。

ひとり親世帯(母子・父子等)・
障害のあるお子さんを養育している方へ

■ ひとり親世帯臨時特別給付金

■ 新宿区ひとり親世帯等応援臨時給付金(区独自)

申請期限は
いずれも
2月26日(必着)

詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。
【問合せ】子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558へ。

(1)ひとり親世帯臨時特別給付金

◎基本給付…1世帯50,000円、第2子以降1人に付き30,000円

下記のいずれかに該当する方は、基本給付が受けられます。また、基本給付を受けた方は、同額の再支給も受けられます。

▶①新型コロナの影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方(家計急変者)(申請が必要)

▶②児童扶養手当の受給資格はあるが、公的年金給付等を受けていることにより、手当の支給対象とならなかった方(平成30年分の所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る)(申請が必要)

▶③令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方(申請不要)

◎追加給付…1世帯50,000円

基本給付を受けた上記②③の方のうち、新型コロナの影響で家計が急変し、収入が減少した方は追加給付が受けられます(申請が必要)。

(2)新宿区ひとり親世帯等応援臨時給付金(区独自)

◎児童1人に付き50,000円

下記①の方は、申請が必要です。

▶①新型コロナの影響で家計が急変し、収入が児童育成手当の支給対象となる水準に下がり、その他の新宿区児童育成手当の支給要件を満たす方(障害のあるお子さんを養育している世帯を含む。右記②③の方を除く)

下記②③の方は申請不要です。

▶②上記(1)の基本給付(家計急変者)の支給を受けている方(令和2年10月30日までに申請した方は、当該申請日～同年11月1日の間、引き続き新宿区に住所がある方)

▶③新宿区から令和2年11月分の児童育成手当の支給を受ける方

2月上旬 新宿区の国民健康保険に加入している方へ 医療費のお知らせをお送りします

新宿区の国民健康保険に加入し、医療機関を受診した方に、「医療費のお知らせ(令和元年12月～2年11月の診療分)」を2月上旬に発送します。再発行はできません。



このお知らせは、確定申告(医療費控除)に使用できる場合があります(詳しくは、税務署にお問い合わせください)。

※医療費控除の申告の際、医療費のお知らせに記載されない令和2年12月診療分や保険適用外負担分等は、医療機関が発行する領収書をもとに申告してください。

※高額療養費の受給などで、医療費のお知らせに記載された自己負担相当額と実際に支払った金額が異なる場合があります。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

1月下旬 75歳以上等の後期高齢者医療制度に加入している方へ 医療費等通知書をお送りします

下記対象の方に、医療費等通知書を1月下旬に発送します。

通知書には、診療年月・医療機関等の名称・医療費の総額(自己負担分と保険者負担分)等を記載しています。



【対象】令和2年12月1日現在、東京都後期高齢者医療の被保険者資格があり、令和元年9月～2年8月に医療費等(自己負担分と保険者負担分)の合計金額が50,000円を超える月がある方

【問合せ】▶東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519、
▶区高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。

介護保険料を口座振替で納付している方へ

口座振替払込済通知書を1月8日に発送しました

介護保険料は、納めた全額が住民税・所得税の「社会保険料控除」の対象です。申告の際は、通知書の金額をご確認ください。

◆年金から差し引き(特別徴収)の方へ

日本年金機構等から1月中に発送される「公的年金等の源泉徴収票」に、令和2年中に年金から差し引かれた介護保険料の金額が記載されています。

※遺族年金・障害年金から差し引き(特別徴収)の方には「公的年金等の源泉徴収票」は発行されません。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4273へ。

◆納付書で納付(普通徴収)の方へ

領収証書(納付済みの納付書)で確認できます。

※令和2年中に「徴収方法が変わった方」「他の区市町村から新宿区に転入した方」は、各支払額の合計金額、還付があった方は、支払額から還付額を差し引いた額が社会保険料控除の対象です。

申告が必要な方は

住民税を3月15日(月)までに申告してください

◆令和3年度の申告書を2月5日(金)に発送します
受け付けは2月8日(月)～3月15日(月)

新型コロナ対策のため、申告書は郵送でご提出ください。

令和2年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等に、3年度の申告書を発送します。申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。収入が一定額以下の方も、提出にご協力ください。

※申告についての相談等は、電話で受け付けます。

※日曜開庁で申告は受け付けません。

【手続きに必要な書類】本人確認書類のコピー(代理申告の場合、委任状・代理人の身元確認書類・申告者本人の個人番号確認書類が必要)

※区が発送する申告書(申告書の住所・氏名(フリガナ)・生年月日が印字されたもの)は、本人の身元確認・代理申告の代理権確認(委任状の代わり)として使用できます。本人の個人番号確認書類のコピーも併せてご提出ください。

【申告先・問合せ】税務課課税第一係・課税第二係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎6階) ☎(5273)4107・☎(5273)4108へ。

納期限までにお支払いください

特別区民税・都民税(住民税)

◆普通徴収の第4期分納期限は2月1日(月)

納期限を過ぎると、延滞金が加算される場合があります。忘れずに納めてください。

【納付場所】▶区税務課・特別出張所、▶銀行等の金融機関、▶郵便局、▶コンビニエンスストア(納付書裏面に記載(※))、▶モバイルレジ(モバイルバンキング・クレジットカード払い(※))、▶Pay-easy(ペイジー)

※納付書1枚で30万円を超えるときは支払いできません。

◆便利な口座振替のご利用を

普通徴収の住民税は、口座振替で納付できます。口座振替をすると、納期限の日にご指定の口座から引き落とします。口座振替を希望する方は、収納管理係へご連絡ください。口座振替依頼書をご自宅へ郵送します。5月10日(必着)までに口座振替依頼書を提出した場合、令和3年度第1期分から口座振替になります。

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

◆納税でお困りの方はご相談を

相談は随時受け付けています。所得の著しい減少等で納付が困難なときは、申請により納付時期を遅らせたり、納付税額を分割できる場合があります(新型コロナの影響による徴収猶予の特例制度)。災害等の事情による減免制度もあります。

【問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273)4534へ。